

「新規取引登録書」の記入について

1 頁目

- ①弊社との契約を、貴社の本社でおこなう場合は本社のみ、支店や営業所でおこなう場合は、本社と支店・営業所の両方に会社情報をご記入ください。
尚、記入された住所へ「注文書」「支払通知書」が届くことになります。
上記の2点をそれぞれ別の事業所にお送りすることができませんので、その場合は貴社社内間にてご対応をお願いいたします。
- ②振込口座・でんさい利用者番号等をご記入ください。
※当社の支払方法について※
[現金] 銀行振込(振込手数料は貴社でご負担していただきますようお願いいたします)
[でんさい] でんさい発生手数料は、当社が負担しております。
※ 当社では平成31年4月1日より、従来の支払手形をでんさい払いへ変更しています。
でんさいでの受け取りが難しい場合は経理課(087-861-9155)までご連絡ください。
でんさいの詳しい説明は2ページ目以降をご覧ください。
- ③請求印と領収印が異なる場合は、両方を押印してください。
- ④必ずコピーを取り、控えとして保管をお願いします。

2 頁目

※弊社より工事に関する発注予定業者様のみご記入・ご提出ください

- ⑤貴社の建設業許可の有無、内容をご記入ください。
その際、弊社と契約をおこなう事業所の許可内容をご記入ください。
また、建設業の許可証(本社以外の場合は申請営業所の別表も)をご提出ください。
- ⑥業務の推移を3期分ご記入ください。
貸借対照表・損益計算書等を任意で添付してください。
- ⑦保険加入状況をご記入ください。
国土交通省では、平成24年7月4日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を制定し、社会保険加入対策にあたって元請企業が実施すべき事項を示しております。
弊社にても下請企業および作業員の社会保険加入状況を確認・指導をおこなっておりますのでご記入ください。
- ⑧安全協力会費及び互助会費を契約金額より控除させていただきます。
合田工務店の工事を下請施工される協力会社の方すべてに、安全衛生協力会及び互助会に入会していただいております。詳しくは後日、合田工務店安全衛生協力会会則・合田工務店互助会規約をお送りしますので、そちらでご確認ください。
安全協力会費 全業種契約金額の1万分の2、ただし材料納入専門者は5万分の2
互助会費 全業種契約金額の1万分の5、ただし材料納入専門者は1万分の1

提出先

- 1頁目のみ提出の方→本社経理課[〒760-0018 高松市天神前9-5]へ郵送してください
- 2頁目も提出の方(契約予定の方)→添付書類とともに現場担当者へ提出してください
(提出していただいた書類をもとに取引先コードを採番し、後日、FAXまたは郵送にてコードと支払方法等をお知らせいたします。)

※ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

＜新規取引登録書の記入・契約について＞

TEL 087-861-9366
建築部建築課

＜支払方法について＞

TEL 087-861-9155
管理部経理課

お取引先の皆さまへ



売買代金の決済手段として、新たに「でんさい」による決済が可能となりました。「でんさい」は、お取引先の皆さまにとって、手形や振込による決済と比較し、多くのメリットがあります。是非、ご検討ください。






でんさいネット※が取り扱う電子記録債権「でんさい」

- 「電子記録債権」は、手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える課題を克服し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。
- 電子記録債権である「でんさい」は、でんさいネットが管理する記録原簿に電子的な記録を行っていただくことにより、債権の権利内容が確定します。
- 「でんさい」は、銀行、信用金庫、信用組合等、全国の金融機関を通じて利用できます。






※でんさいネットは、一般社団法人全国銀行協会の100%出資により設立された電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称です。

●「でんさい」による決済にご変更いただくと、次のようなメリットがあります。

納入企業の悩み → 「でんさい」の活用で解決!!

 <p>手形の場合、紛失や盗難が心配。保管も面倒。</p>	 <p>ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。嚴重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。</p>
 <p>手形の場合、必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利。</p>	 <p>必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない、「でんさい」特有の大きなメリットです。</p>
 <p>手形の場合、取立手続きが面倒。</p>	 <p>支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。</p>
 <p>振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。</p>	 <p>これまで資金繰りのために利用できなかった売掛金等の債権について、決済手段を振込から「でんさい」にすれば、支払期日前であっても簡単に譲渡や割引ができるので、資金調達に活用しやすくなります。</p>

支払企業の悩み → 「でんさい」の活用で解決!!

 <p>手形の発行は事務手続きが面倒。搬送代の負担も大きい。</p>	 <p>「でんさい」を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。手形の搬送コストも削減されます。</p>
 <p>手形の印紙税負担が大きい。</p>	 <p>手形と異なり、印紙税は課税されません。</p>
 <p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段があり、非効率。</p>	 <p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化すれば、効率化が図れます。</p>

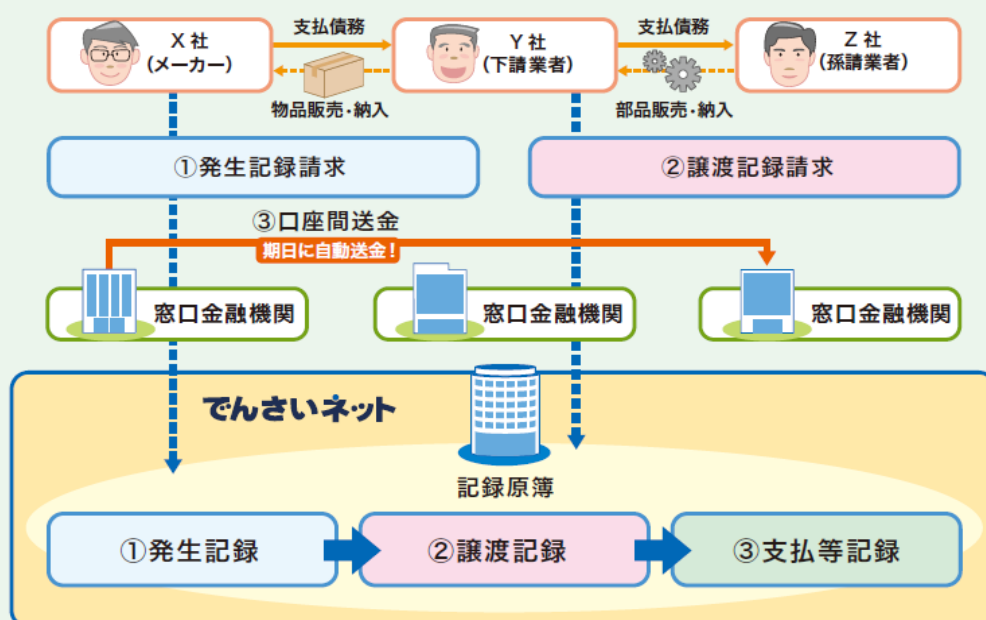
●でんさいネットの仕組みの詳細は、でんさいネットのHPでご確認ください。

<http://www.densai.net/>

●「でんさい」による決済にご変更いただくには…

- 金融機関を通じて、でんさいネットの利用申込みをしていただく必要があります。(なお、複数の金融機関で利用申込みを行うことも可能です。)
 - お取引先企業と異なる金融機関をご選択いただいても、問題ありません。
 - 「でんさい」のお取り扱い方法やご利用料は、金融機関によって異なります。詳しくは、金融機関にお問い合わせください。
 - 受取、譲渡(分割譲渡)、割引等、債権者の立場でのみ「でんさい」を利用したい場合は、利用範囲を予め制限することもできます(債権者利用限定特約)。(注)
- (注) 債権者利用に限定した場合でも、「でんさい」を譲渡すると、その譲渡人は原則として保証債務を負います。これは、手形の遡求義務と同様、「でんさい」の流通性を確保するために設けられている措置です。

●「でんさい」の取引イメージ



①「でんさい」の発生

「でんさい」の発生(手形でいう振出)は、原則として、支払企業さまからの指示にもとづきでんさいネットが行い、でんさいネットの記録原簿に記録されます。支払企業さま、納入企業さまともに、窓口金融機関を通じて、「でんさい」の内容を確認することができます。

②「でんさい」の譲渡

納入企業さまは、窓口金融機関を通じて、受け取った「でんさい」をお取引先に譲渡したり、金融機関に割引を依頼したりすることができます。また、手形と異なり、債権金額の一部を分割して、譲渡したり、割引を依頼したりすることもできます。

③「でんさい」の支払

支払期日になると、自動的に支払企業さまの口座から決済資金が引き落とされ、納入企業さまの口座に入金されます。でんさいネットは、支払が完了した旨を「支払等記録」として記録します。

※この「支払等記録」は自動的に記録されるので、支払企業さま、納入企業さまのお手続は不要です。